



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*69 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)

○ 告示

*1105 平成21年和歌山県告示第687号(不当景品類及び不当表示防止法の規定による身分証明書)の一部改正 (県民生活課)

1106 優良演劇の推奨 (青少年・男女共同参画課)

1107 有害図書等の指定 (")

1108 身体障害者福祉法による指定医師の辞退 (障害福祉課)

1109 身体障害者福祉法による医師の指定 (")

1110 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)

1111 森林病虫害等防除法による伐倒駆除命令の内容 (森林整備課)

1112 森林病虫害等防除法による特別伐倒駆除命令の内容 (")

1113 基本測量の実施 (技術調査課)

1114 " (")

1115 公有水面の埋立ての免許 (港湾空港振興課)

1116 港湾施設の概要 (")

規 則

和歌山県規則第69号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第7条の3第1項中「県税事務所の長」を「和歌山県税事務所長」に改める。

第14条第1項第10号の2の次に次の1号を加える。

(10)の2の2 自動車税減額通知書兼過誤納金還付及び充当通知書 別記第20号の2の2様式

別記第20号の2様式の次に次の1様式を加える。

別記第 20 号の 2 の 2 様式 (第 14 条関係)
(その 1)

自動車税減額通知書兼過納金還付及び充当通知書

登録番号 年度

減額内訳
 減額年月日 円
 減額した理由 円
 当初の課税額 円
 減額した税額 円
 差引確定税額 円

納付年月日	本	延滞金	合計
納付済額①			
納付すべき額②			
還付加算金額③			
充当した額④			
差引還付額 ①-②+③-④			

(金額単位・円)

充当の内訳 (本…本税、延…延滞金、加…各種加算金)

年度	納税番号	期別	加	合計
税目				
本				
年度	納税番号	期別	加	合計
税目				
本				
年度	納税番号	期別	加	合計
税目				
本				

充当合計		各種加算金	合計
本税	延滞金		

還付加算金の内訳

基礎金額	始期	終期	日数	加算金額
合計加算金額				

上記のとおり通知します。
年 月 日

住所 氏名

様

県税事務所長

発生	事由

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起できるとされています。なお、処分の取消しを訴えるは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 20 号の 2 の 2 様式 (第 14 条関係)
(その 2)

自動車税減額通知書兼過納金還付及び充当通知書

登録番号	年度
------	----

減額内訳	減額年月日	円
減額した理由	減額した理由	円
当初の課税額	減額した税額	円
減額した税額	差引確定税額	円

納付年月日	本	延滞金	合計
納付済額①			
納付すべき額②			
還付加算金額③			
充当した額④			
差引還付額 ①-②+③-④			

(金額単位・円)

充当の内訳 (本…本税、延…延滞金、加…各種加算金)

年度	納税番号	期別	加	合計
税目				
本				
年度	納税番号	期別	加	合計
税目				
本				
年度	納税番号	期別	加	合計
税目				
本				

充当合計	各種加算金	延滞金	合計
本税			

還付加算金の内訳

基礎金額	始期	終期	日数	加算金額
合計加算金額				

上記のとおり通知します。
年 月 日

住所
氏名

様

和歌山県知事

発生	事由

この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に知事に異議申立てをすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、①異議申立てがあった日から 8 か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を結ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1105号

平成21年和歌山県告示第687号（不当景品類及び不当表示

防止法の規定による身分証明書）の一部を次のように改正する。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

様式（表）を次のように改める。

(表)

	8 cm	
	3 cm	第 号
	写	身 分 証 明 書
	3 cm	所 属
	6 cm	職 名
	真	氏 名
	印	生年月日

上記の者は、不当景品類及び不当表示防止法第 9 条第 2 項の規定により、立入検査をする職員であることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事 氏 名 印

和歌山県告示第1106号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第6条の規定により、優良演劇として、次の演劇を平成21年9月15日推奨した。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1	推奨番号	平成21年-1
2	題 名	・・・もう一人の君に!～夏子～
3	上演時間	2時間9分
4	原作・脚本 演出等	原作：向本時夫 脚本：村上太、矢田和也 演出：鈴木健之亮 劇団：劇団往来
		夏子は大阪で在宅ヘルパーをしている。 一人娘の彩夏はダンス教室に通っている21

5	演劇の内容	才の若者。ダンス発表会の日、突然倒れ病院に運ばれる。病名は急性骨髄性白血病！ 医師から骨髄移植しかないと言われる。 一方、遊び心でドナー登録した東京の大学生（真司）、その真司の元に適合通知が・・・。 提供か?辞退か?揺れ動く真司。 患者側・・・提供側・・・双方の葛藤！ 一年半の時の流れの中、彼らを取り巻く人々の思いが重なり、それぞれが人とのつながり、人の優しさ、命の大切さに気づいていく。
6	備 考	推薦：厚生労働省 「厚生労働省社会保障審議会特別推薦児童福祉文化財」 公演：日時 10/10（土）開場17:00、 開演18:00 10/11（日）開場12:00、 開演13:00 場所 和歌山市民会館大ホール

推奨理由

和歌山県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営ため池等整備事業西川地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年9月30日から平成21年10月28日まで（和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項の県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課、御坊市農林水産課及び美浜町産業建設課

和歌山県告示第1111号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第1号及び第6号の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

和歌山市、紀の川市、白浜町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）
 - (2) 期間

平成21年10月20日から平成22年3月31日まで
- 2 森林病虫害の種類

松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
 - (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫が付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
 - (2) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材又は薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木

等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

平成21年8月11日から平成21年9月29日までの間に1の（1）の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の（1）の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

- (1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、（3）により申請書を提出する場合には、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の（2）に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、（4）の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

和歌山県告示第1112号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公告する。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域

御坊市、美浜町、印南町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁森林整備課、関係振興局、関係市役所及び関係

町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成21年10月20日から平成22年3月31日まで

2 森林病害虫の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)又は破碎すること。

4 命令をしようとする理由

平成21年8月11日から平成21年9月29日までの間に1の(1)の区域において松林を調査した結果、松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要事項

(1) 3に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木等の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合には、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木又は伐採木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木又は伐採木等を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第1113号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(地理識別子整備業務)
- 2 作業期間 平成21年9月28日から平成22年3月26日まで
- 3 作業地域 和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、那智勝浦町

和歌山県告示第1114号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基盤地図情報整備業務)
- 2 作業期間 平成21年10月23日から平成22年3月26日まで
- 3 作業地域 橋本市、みなべ町

和歌山県告示第1115号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 埋立免許を受けた者
 - (1) 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800番地
 - (2) 名称 串本町
 - (3) 代表者住所 和歌山県東牟婁郡串本町串本1023
 - (4) 代表者氏名 串本町長 田嶋勝正
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
 - 和歌山県東牟婁郡串本町古座1025番地3の土地に接する官有地(国道)の地先公有水面
 - (2) 区域
 - 古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)を基点とし、①の地点から②の地点までを結ぶ平成19年3月の春分の満潮位(D.L.+2.13mにより決定)における公有水面と陸地との境界線と次の各地点を順次結んだ線及び⑧の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 和歌山県東牟婁郡串本町 古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)から91度50分36秒 510.26mの地点
 - ②の地点 ①の地点から106度27分13秒 41.07mの地点
 - ③の地点 ②の地点から109度00分34秒 25.37mの地点
 - ④の地点 ③の地点から106度06分12秒 20.00mの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から105度05分42秒 20.00mの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から103度44分06秒 20.01mの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から107度28分30秒 20.01mの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から106度17分42秒 20.00mの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から108度13分50秒 20.02mの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から165度28分03秒 39.49mの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から50度02分34秒 35.63mの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から84度17分18秒 21.51mの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から152度07分13秒 28.91mの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から195度53分39秒 34.96mの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から285度53分39秒 30.00mの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から195度53分39秒 25.02mの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から285度53分39秒 175.50mの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から324度15分49秒 39.00mの地点

(3) 面積

17,286.38㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡串本町古座1025番地3の土地に接す

る官有地(国道)の地先公有水面

(2) 区域

古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)を基点とし、次の各地点を順次結んだ線及びホの地点とイの地点を結んだ線により囲まれた区域

イの地点 和歌山県東牟婁郡串本町 古座川口灯台(北緯33度30分50秒1、東経135度49分41秒1)から112度51分03秒 462.08mの地点

ロの地点 イの地点から15度53分39秒 177.52mの地点

ハの地点 ロの地点から102度13分45秒 36.38mの地点

ニの地点 ハの地点から105度37分01秒 316.40mの地点

ホの地点 ニの地点から195度53分39秒 181.38mの地点

(3) 面積

63,632.46㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 公有水面埋立免許年月日

平成21年9月15日

和歌山県告示第1116号

県が管理する港湾施設を、港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次のとおり公示する。

平成21年9月29日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山下津港港湾施設

種類	位置	数量	能力
小型船舶けい留施設	和歌山市久保丁地先	延長170.0メートル	水深2.0メートル
泊地	和歌山市久保丁地先	面積1700平方メートル	水深2.0メートル

供用開始年月日

平成21年10月1日

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び和歌山下津港湾事務所に備え付ける。